

こども誰でも通園制度

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、保育所などに通っていない0歳6ヶ月から3歳未満の子どもを対象に、月10時間の範囲内で、保護者の就労要件などを問わず、保育所などへ通園できる制度で、令和8年4月より全自治体で開始される。

■事業開始：令和8年4月1日から

■対象子ども：利用日時点で、下記項目すべてに該当する子ども

- ①瑞浪市に住民票がある
- ②0歳6ヶ月～満3歳未満
- ③保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていない

■利用可能時間：子ども1人につき月10時間まで

【実施施設（認可・確認対象施設）】

①千寿の里愛保育園（私立）

運営方式：余裕活用型（利用定員の総数に満たない場合に利用児童を除いた数以下で可能）

②稻津地域子育て支援センター「おんぶにだっこ」 ※令和8年4月より稻津こども園に移転

運営方式：一般型（利用定員とは別で定員を設定）

※週3日をこども誰でも通園制度利用日、週2日を支援センター利用日とする。

各施設とも、すでに保育所として認可を受けた施設であり、乳児等通園支援事業の認可及び確認基準を満たしている。

【対象者への周知】

対象者（令和8年4月1日時点で満3歳未満の児童）の世帯に、利用申請及び利用方法の周知文書を送付予定。また、市ホームページに情報を掲載する。